

議案第93号

佐野市行政財産使用料条例の改正について

佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年9月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

佐野市行政財産使用料条例（平成17年佐野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

佐野斎場の売店	月額1万円から5万円までの範囲内において市長が定める額
---------	-----------------------------

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理 由

佐野斎場の売店に係る使用料を定めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第93号参考資料

佐野市行政財産使用料条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
区分	使用料	区分	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
		佐野斎場の売店	月額1万円から5万円までの範囲内において市長が定める額